

第192回 定時株主総会

招集ご通知



開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京605号会議室
（「第192回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

品川リフラ株式会社

証券コード：5351

株主各位

証券コード 5351

2026年6月4日

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

品川リフラ株式会社

代表取締役社長 **藤原 弘之**

第192回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第192回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.shinagawa.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」「第192回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「品川リフラ」又は「コード」に当社証券コード「5351」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら2026年6月24日午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京605号会議室
（「第192回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第192期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第192期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 株主総会に出席いただく場合
株主総会開催日時：2026年6月25日（木曜日）午前10時
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月24日午後5時30分までに当社に到着するようにご返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合
4頁に記載しております【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2026年6月24日午後5時30分までにご行使ください。

以上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

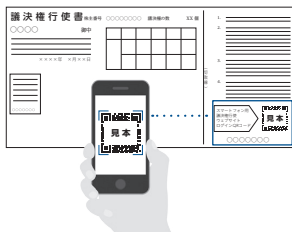
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から「連結注記表」「個別注記表」を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

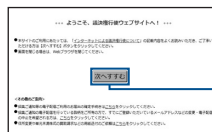
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

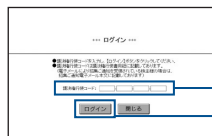
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるべく、基本的な配当方針として連結配当性向40%を目標としております。

当期の期末配当金につきましては、上記及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株当たり45円といたしたいと存じます。

当期は中間配当金として45円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり90円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき45円といたしたく存じます。
この場合の配当総額は、2,053,490,400円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたしたく存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）6名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたします。

本議案に関しましては、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会（独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役）の答申を、取締役会にて承認決議いたしました。また、監査等委員会においても各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 ふじ たら ひろ けき 藤 原 弘 之 (1960年9月13日) 再任	1983年4月 川崎製鉄(株)入社 2010年4月 JFEスチール(株)労政人事部長 2012年4月 同社総務部長 2014年4月 同社東日本製鉄所副所長 2016年4月 同社常務執行役員 2018年4月 JFEホールディングス(株)常務執行役員 2019年4月 同社専務執行役員 2021年4月 当社顧問 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）	42,634株
【取締役候補者とした理由】 藤原弘之氏は、JFEスチール(株)及びJFEホールディングス(株)での執行役員の経験を経て、2021年4月に当社へ移籍し、同年6月より代表取締役社長を務めております。鉄鋼業界における長い経験と経営者としての豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	 <p data-bbox="250 768 465 836">お が た ま さ の り 小 形 昌 徳 (1962年9月18日)</p> <p data-bbox="323 848 394 878">再任</p>	<p data-bbox="492 190 1143 387">1990年4月 当社入社 2013年6月 当社技術研究所長兼技術部長 2016年4月 当社執行役員東日本工場長兼湯本製造部長 2018年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当 品川ファインセラミックス㈱代表取締役社長 (2023年3月まで)</p> <p data-bbox="492 399 1188 595">2018年6月 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当 2019年4月 当社取締役常務執行役員技術研究所担当 2020年6月 当社常務執行役員技術研究所担当 2021年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当 2021年6月 当社取締役常務執行役員生産部門、技術研究所、 技術部担当</p> <p data-bbox="492 607 1195 668">2022年4月 当社取締役常務執行役員生産部門・技術研究所統 括、品質保証部・設備管理部・技術部担当</p> <p data-bbox="492 680 1180 740">2023年4月 当社代表取締役常務執行役員耐火物事業本部長、 当社グループ耐火物セクター長</p> <p data-bbox="492 752 1195 843">2024年4月 当社代表取締役常務執行役員耐火物事業本部長、 リサイクル事業推進部担当、当社グループ耐火物 セクター長</p> <p data-bbox="492 855 1195 976">2025年4月 当社代表取締役専務執行役員情報システム部、設 備管理部、技術部統括、耐火物事業本部長、リサ イクル事業推進部担当、当社グループ耐火物セク ター長</p> <p data-bbox="492 988 1195 1109">2026年1月 当社代表取締役専務執行役員情報システム部、設 備管理部、技術部統括、耐火物事業本部長、同本 部国内営業部門長、リサイクル事業推進部担当、 当社グループ耐火物セクター長</p> <p data-bbox="492 1121 1195 1212">2026年4月 当社代表取締役専務執行役員情報システム部、設 備技術部、技術部統括、耐火物事業本部長、当社 グループ耐火物セクター長 (現任)</p>	28,348株
<p data-bbox="258 1229 545 1259">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="243 1267 1384 1388">小形昌徳氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、2016年4月より執行役員、また2018年6月から2020年6月及び2021年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	 <p>三木平基 (1960年11月23日)</p> <p>再任</p>	<p>1984年4月 日本鋼管(株)入社 2010年4月 JFEスチール(株)ヒューストン事務所長 2013年4月 同社薄板輸出部長 2014年4月 当社海外営業部長 2015年4月 当社執行役員欧米・豪州事業部長 2017年4月 当社常務執行役員欧米・豪州事業部長 2020年4月 当社常務執行役員海外事業本部長 2023年4月 当社常務執行役員耐火物事業本部海外事業部門長、当社グループ耐火物セクター副セクター長 2025年4月 当社常務執行役員海外事業総括部担当、耐火物事業本部副本部長、当社グループ耐火物セクター副セクター長 2025年6月 当社代表取締役常務執行役員海外事業総括部担当、耐火物事業本部副本部長、当社グループ耐火物セクター副セクター長 2026年4月 当社代表取締役常務執行役員海外事業総括部統括、耐火物事業本部副本部長、当社グループ耐火物セクター副セクター長 (現任)</p>	4,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 三木平基氏は、JFEスチール(株)での薄板輸出部長等の経験を経て、2014年4月に当社へ移籍しております。2015年4月より執行役員、また2025年6月より取締役を務め、これまで海外事業部門業務に携わっております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 <p data-bbox="249 601 465 666"> <small>ふく ざき よし お</small> <small>福 崎 良 雄</small> (1961年10月30日) </p> <p data-bbox="323 681 394 712" style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; padding: 2px;">再任</p>	<p>1988年4月 (株)神戸製鋼所入社</p> <p>2010年4月 同社鉄鋼事業部門神戸製鉄所製鋼部長</p> <p>2014年4月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所製鋼部長</p> <p>2018年10月 当社第2営業部長兼神戸営業所長</p> <p>2019年4月 当社執行役員第2営業部長兼神戸営業所長</p> <p>2021年4月 当社常務執行役員第2営業部長</p> <p>2023年4月 当社常務執行役員耐火物事業本部技術部門長、当社グループセラミックスセクター長、品川ファインセラミックス(株)代表取締役社長</p> <p>2024年4月 当社常務執行役員耐火物事業本部技術部門長、先端機材セクター室担当、第2営業部を支援、当社グループ先端機材セクター長、品川ファインセラミックス(株)代表取締役社長</p> <p>2025年4月 当社常務執行役員品質保証部、安全衛生部統括、先端機材事業本部長、第2営業部を支援、当社グループ先端機材セクター長</p> <p>2025年6月 当社代表取締役常務執行役員品質保証部、安全衛生部統括、先端機材事業本部長、第2営業部を支援、当社グループ先端機材セクター長(現任)</p>	6,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>福崎良雄氏は、(株)神戸製鋼所での製鋼部長等の経験を経て、2018年10月に当社へ移籍しております。2019年4月より執行役員、また2025年6月より取締役を務め、これまで営業部門・技術開発部門業務に携わるとともに、品川ファインセラミックス(株)社長も務めてまいりました。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	 <p data-bbox="223 474 433 542"> <small>なん ぼ</small> <small>まこと</small> 難波 誠 (1965年4月30日) </p> <p data-bbox="293 557 364 591"> 新任 </p>	<p>1989年4月 当社入社</p> <p>2014年4月 当社技術研究所第2研究部長</p> <p>2015年4月 当社西日本工場日生製造部長</p> <p>2018年4月 当社西日本工場岡山製造部長</p> <p>2021年4月 当社執行役員社長付特命事項担当</p> <p>2021年6月 当社執行役員新F A建設班長</p> <p>2024年4月 当社執行役員耐火物事業本部生産部門企画調整室長、リサイクル事業推進部を支援</p> <p>2025年4月 当社常務執行役員情報システム部、技術部、品質保証部担当、耐火物事業本部技術部門長、リサイクル事業推進部を支援</p> <p>2026年4月 当社常務執行役員情報システム部担当、耐火物事業本部国内営業部門長、リサイクル事業推進部を支援（現任）</p>	2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>難波誠氏は、当社において長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、2021年4月より執行役員を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	 <p data-bbox="249 647 465 715">やま ひら けい こ 山 平 恵 子 (1960年11月30日)</p> <p data-bbox="323 730 394 760">再任</p>	<p data-bbox="492 190 1195 246">1983年 4月 クボタハウス株式会社（現 サンヨーホームズ株式会社）入社</p> <p data-bbox="492 254 1044 278">2010年 4月 サンヨーホームズ株式会社執行役員</p> <p data-bbox="492 285 923 309">2011年 6月 同社取締役常務執行役員</p> <p data-bbox="492 317 1124 341">2012年 6月 サンヨーリフォーム株式会社取締役（兼任）</p> <p data-bbox="492 349 1165 373">2013年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員</p> <p data-bbox="662 381 1075 405">サンアドバンス株式会社取締役（兼任）</p> <p data-bbox="662 412 1165 436">サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役</p> <p data-bbox="662 444 742 468">（兼任）</p> <p data-bbox="492 476 1165 500">2015年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員</p> <p data-bbox="492 508 1195 563">2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長</p> <p data-bbox="492 571 1195 627">2019年 6月 上新電機株式会社（現 株式会社Joshin）社外取締役（退任予定）</p> <p data-bbox="662 635 999 659">フジテック株式会社社外取締役</p> <p data-bbox="492 666 1195 722">2021年 6月 株式会社タカラレーベン（現 MIRARTHホールディングス株式会社）社外取締役</p> <p data-bbox="492 730 908 754">2022年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="492 762 1052 786">2024年 6月 丸一鋼管株式会社社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="492 793 1124 817">2026年 6月 株式会社ルネサンス社外取締役（就任予定）</p> <p data-bbox="492 825 704 849">(重要な兼職の状況)</p> <p data-bbox="492 857 1195 913">2019年 6月 上新電機株式会社（現 株式会社Joshin）社外取締役（退任予定）</p> <p data-bbox="492 920 1052 945">2024年 6月 丸一鋼管株式会社社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="492 952 1124 976">2026年 6月 株式会社ルネサンス社外取締役（就任予定）</p>	<p data-bbox="1335 571 1377 595">一株</p>
<p data-bbox="258 988 878 1013">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="243 1020 1384 1109">山平恵子氏はサンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員を務めた後、国内上場企業等の社外取締役に就任しています。経営者として企業経営、マーケティング、販売戦略等について豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、専門的な観点から当社の業務執行に対する監督や助言等を期待しております。</p>			


- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山平恵子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、山平恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 山平恵子氏は、現在当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 指名・報酬委員会の構成員は以下の通りです。
- | | |
|------------------|--------|
| 委員長：社外取締役（監査等委員） | 中島茂氏 |
| 委員：社外取締役 | 山平恵子氏 |
| 社外取締役（監査等委員） | 長野正史氏 |
| 社外取締役（監査等委員） | 浦部智壽子氏 |
| 代表取締役社長 | 藤原弘之氏 |
| 代表取締役専務執行役員 | 小形昌徳氏 |

第3号議案**監査等委員である取締役4名選任の件**

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員の任期が満了いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたします。

本議案に関しましては、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会（独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役）の答申を、取締役会にて承認決議いたしました。また、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 <p>つちや よしのり 土屋好典 (1961年11月5日)</p> <p>新任</p>	<p>1991年4月 当社入社 2016年4月 当社総務部長 2018年4月 当社執行役員総務部長 2022年4月 当社常務執行役員サステナビリティ推進室、総務部担当、サステナビリティ推進室長 2024年4月 当社常務執行役員企画管理本部サステナビリティ推進室、総務部担当 2025年4月 当社常務執行役員総務部、サステナビリティ推進室担当 2026年4月 当社顧問（現任）</p>	3,000株

【取締役候補者とした理由】

土屋好典氏は、当社において長年にわたり総務・人事部門に携わり、2018年4月より執行役員を務めております。その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより監査・監督機能が一層強化されると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 <p>なか じま しげる 中 島 茂 (1949年12月27日) 再任</p>	<p>1979年 4月 弁護士登録 1983年 4月 中島経営法律事務所設立 2000年12月 日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 (現任) 2003年 6月 株式会社リクルート社外監査役 2004年 6月 三菱商事株式会社社外監査役 2015年 6月 当社社外取締役 2016年 6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 2000年12月 日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 (現任)</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>中島 茂氏は弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2015年6月より当社社外取締役、2016年6月より当社社外取締役(監査等委員)として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	 <p data-bbox="250 515 467 586">ながのまさふみ 長野正史 (1958年11月27日)</p> <p data-bbox="323 601 394 632">再任</p>	<p data-bbox="495 190 1191 254">1982年4月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IH I）入社</p> <p data-bbox="495 261 805 291">2012年4月 同社人事部長</p> <p data-bbox="495 299 901 329">2014年4月 同社執行役員人事部長</p> <p data-bbox="495 337 949 367">2016年4月 同社執行役員経営企画部長</p> <p data-bbox="495 374 1191 435">2018年4月 同社常務執行役員産業システム・汎用機械事業領域長</p> <p data-bbox="495 443 1191 503">2018年6月 同社取締役常務執行役員産業システム・汎用機械事業領域長</p> <p data-bbox="495 511 1191 541">2020年4月 同社取締役常務執行役員経営企画部・人事部担当</p> <p data-bbox="495 548 757 579">2021年6月 同社顧問</p> <p data-bbox="495 586 1052 616">2023年2月 中央労働委員会使用者側委員（現任）</p> <p data-bbox="495 624 1075 654">2024年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p data-bbox="511 662 719 692">（重要な兼職の状況）</p> <p data-bbox="495 700 1052 730">2023年2月 中央労働委員会使用者側委員（現任）</p>	一株
<p data-bbox="258 730 878 760">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="243 768 1377 913">長野正史氏は経営者として企業経営、マーケティング、販売戦略等について豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、2024年6月より当社社外取締役（監査等委員）として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 <p>うら べ ちずこ 浦部 智壽子 (1963年4月11日)</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; padding: 2px;">再任</p>	<p>1986年4月 山一証券株式会社入社 1998年4月 警視庁入庁 2016年2月 同庁管理官 2017年4月 同庁警視 2022年4月 同庁理事官心得 2023年10月 株式会社荏原製作所入社 2024年6月 株式会社IACEトラベル社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 2024年6月 株式会社IACEトラベル社外取締役 (現任)</p>	<p style="text-align: right;">一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>浦部智壽子氏は公認会計士として企業会計全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2024年6月より当社社外取締役 (監査等委員) として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島茂、長野正史、浦部智壽子の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、各氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、中島茂、長野正史、浦部智壽子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、土屋好典氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 中島茂氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。本総会終結の時をもって社外取締役の在任期間は11年 (監査等委員である社外取締役の在任期間10年を含む) となります。
5. 長野正史、浦部智壽子の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。本総会終結の時をもって各氏の在任期間は2年となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 指名・報酬委員会の構成員は以下の通りです。

委員長：社外取締役（監査等委員）	中島茂氏
委員：社外取締役	山平恵子氏
社外取締役（監査等委員）	長野正史氏
社外取締役（監査等委員）	浦部智壽子氏
代表取締役社長	藤原弘之氏
代表取締役専務執行役員	小形昌徳氏

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針） 継続の件

当社は、2023年6月29日開催の当社第189回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」（以下「現対応方針」といいます。）を継続致しましたが、その有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、2026年5月15日開催の当社取締役会において、社外取締役4名を含む当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現対応方針の一部を変更したうえで継続すること（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決定し、その旨を公表致しました。なお、本対応方針において、基本的なスキームについては変更ありません。

本議案は、当社定款第33条の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は、後記の通りであります。

記

Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、セラミックス技術でお客様に最適なソリューションを提供している当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたステークホルダーとの信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等サステナビリティ経営の推進等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。特に、基幹産業に属する当社グループのお客様においては、その操業の一端を当社グループの製品・サービスが支えていることから、当社グループの事業活動・事業戦略に大きな変化が生じた場合には、お客様の操業に支障を来す事態も想定され、その場合には社会的影響も甚大となる恐れがあります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、か

かる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、II 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、II 4. (1) のイ. ないしト. をご参照下さい。）と認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）

II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注4)（いずれにおいても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法等の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為及び合意等を除きます。）（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

又は、

(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関連者（(イ)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通している者、(ロ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(ハ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）を併せた者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

かかる株券等保有割合又は株券等所有割合の計算上、(イ)当社のある株主（以下、本注2において「当初株主」といいます。）の特別関係者又は共同保有者、及び(ロ)当初株主又は上記(イ)の者の関連者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者又は特別関係者とみなします。以下同じとします。各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：当社のある株主（以下、本注4において「当初株主」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当初株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当初株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為として当社取締役会が合理的に認めた行為（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）をいいます。

1. 本対応方針継続の必要性

1で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取

締役に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示致します。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。

併せて大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、2026年3月31日現在、当社の筆頭株主であるJFEスチール株式会社は、当社株式の34.9%を保有しております。当社とJFEスチール株式会社は、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っておりますが、JFEスチール株式会社は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、本対応方針における対象にしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、当社株式は機関投資家、金融機関、個人等に広く分散して保有されております。従いまして、今後、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様が当該大規模買付行為についての条件・方法等について検討し、また当社取締役会による意見・代替案作成等のために、必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要性があると考えております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記II 4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記II 4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記II 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記II 4.（2）をご参照下さい。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記II 4.をご参照下さい。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て

当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び関連者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑥当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

⑦当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報につき、その全部又は一部を開示致します。

（2）当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表致します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示致します。

(3) 当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとし、

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

これらの取締役会決議を行った場合、株主総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示致します。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすものとし、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記II 4. (2)をご参照下さい。）。具体的には、以下のイ、ないしト、の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該株主総会における決議に従って、対抗措置を発動することがあります（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記II 3. (3)をご参照下さい。）。

- イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
- ハ. 大規模買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- 二. 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後に於ける当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- ホ. 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの取引先、顧客、従業員等との関係又は当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ヘ. 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ト. その他 イ. ないし ヘ. に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対応措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でない当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止又は停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より適用されることとします。有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含まれます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示致します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示致します。

7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2026年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・当社社外取締役監査等委員・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・又はこれらに準ずる者、3名以上で構成される。本対応方針継続時の構成員は、中島 茂氏、山平 恵子氏、長野 正史氏、浦部 智壽子氏の4名とする。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外取締役監査等委員であった独立委員会委員が、取締役または取締役監査等委員でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦ 対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

中島 茂（なかじま しげる）

【略 歴】

- 1949年12月27日生
- 1979年 4月 弁護士登録
- 1983年 4月 中島経営法律事務所設立
- 2000年12月 日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役（現任）
- 2003年 6月 株式会社リクルート社外監査役
- 2004年 6月 三菱商事株式会社社外監査役
- 2015年 6月 当社社外取締役
- 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

中島 茂氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

山平 恵子（やまひら けいこ）

【略 歴】

- 1960年11月30日生
- 1983年 4月 クボタハウス株式会社（現 サンヨーホームズ株式会社）入社
- 2010年 4月 サンヨーホームズ株式会社執行役員
- 2011年 6月 同社取締役常務執行役員
- 2012年 6月 サンヨーリフォーム株式会社取締役（兼任）
- 2013年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員
サンアドバンス株式会社取締役（兼任）
サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役（兼任）
- 2015年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員
- 2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長
- 2019年 6月 上新電機株式会社社外取締役（現任）
フジテック株式会社社外取締役
- 2021年 6月 株式会社タカラレーベン（現 MIRARTHホールディングス株式会社）社外取締役
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2024年 6月 丸一鋼管株式会社社外取締役（現任）

山平恵子氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

長野 正史 (ながの まさふみ)

【略 歴】

- 1958年 11月27日生
- 1982年 4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI) 入社
- 2012年 4月 同社人事部長
- 2014年 4月 同社執行役員人事部長
- 2016年 4月 同社執行役員経営企画部長
- 2018年 4月 同社常務執行役員産業システム・汎用機械事業領域長
- 2018年 6月 同社取締役常務執行役員産業システム・汎用機械事業領域長
- 2020年 4月 同社取締役常務執行役員経営企画部・人事部担当
- 2021年 6月 同社顧問
- 2023年 2月 中央労働委員会使用者側委員 (現任)
- 2024年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

長野正史氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

浦部 智壽子 (うらべ ちずこ)

【略 歴】

- 1963年 4月11日生
- 1986年 4月 山一証券株式会社入社
- 1998年 4月 警視庁入庁
- 2016年 2月 同庁管理官
- 2017年 4月 同庁警視
- 2022年 4月 同庁理事官心得
- 2023年10月 株式会社荏原製作所入社
- 2024年 6月 株式会社IACEトラベル社外取締役 (現任)
当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

浦部智壽子氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(ご参考) 取締役会の構成 (2026年6月25日定時株主総会後の予定)

取締役の保有するスキルは次の通りです。

		企業経営・経営戦略	調達	販売・マーケティング	製造・工事・研究開発	会計・ファイナンス	組織・人材マネジメント	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	環境マネジメント
取締役 (除く) 監査等委員を	藤原 弘之	○	○				○	○	○	○
	小形 昌徳	○			○				○	○
	三木 平基	○		○					○	
	福崎 良雄	○		○	○					○
	難波 誠	○		○	○					○
	山平 恵子	○		○	○		○			
取締役 監査等委員である	土屋 好典	○					○	○		○
	中島 茂							○		
	長野 正史	○		○			○			
	浦部智壽子					○		○		

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国の通商政策の動向や中国における内需の停滞、中東地域を中心とした国際情勢の緊張の高まりなどが重なり、不安定な状況が継続しました。日本経済においては、為替変動や物価上昇に加え、国際政治・経済における様々なリスクを背景に慎重な見方が続きましたが、企業活動全体としては一定の水準が維持され、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、当社グループの主要な取引先である鉄鋼業界においては、国内の建設向けおよび自動車向け需要に加え、輸出向け需要も伸び悩み、総じて低調に推移しました。この結果、通期の国内粗鋼生産量は前期比3.2%減少し、8,033万トンとなりました。

このような状況の中、当期における当社グループのセグメント別経営成績は、以下のとおりとなりました。

耐火物セグメントでは、国内粗鋼生産量の減少や、海外においても一部の顧客の活動水準が低位で推移したことから、耐火物販売数量は減少しましたが、2024年10月より新たに当社グループに加わったオランダのGouda Refractories Group B.V. (以下、Gouda社)の業績が通期で寄与したことにより、売上高は1,109億1百万円(前期比15.7%増)となりました。セグメント利益につきましては、のれん等の償却額が増加したものの、Gouda社の業績寄与に加え、既存事業において高付加価値製品を中心とした国内外での拡販活動に取り組むとともに、価格設定の適正化、販売構成の改善、継続的なコストダウン等を進めた結果、85億75百万円(同11.5%増)となりました。

断熱材セグメントでは、国内外での受注案件の拡大に取り組んだものの、国内における改修案件が一時的に減少局面であったことや、半導体製造装置およびリチウムイオン電池向けを中心とした高付加価値製品市場における断熱材需要の回復遅れの影響を受け、売上高は177億8百万円(同5.7%減)、セグメント利益は24億80百万円(同24.1%減)となりました。

先端機材セグメントでは、ファインセラミックス製品の拡販を進めたものの、ロジック半導体およびファウンドリー関連の投資時期変更に加え、顧客における在庫調整の影響を受け、半導体製造装置関連製品の販売数量が減少しました。この結果、売上高は41億1百万円(同5.5%減)、セグメント損失は1億15百万円(前期はセグメント利益1億70百万円)となりました。

エンジニアリングセグメントでは、2025年5月より当社グループに加わったブラジルのReframax Engenharia S.A. (以下、Reframax社)の業績が当第2四半期より寄与したことにより、売上高は458億56百万円(同78.2%増)、セグメント利益は27億14百万円(同68.1%増)となりました。

以上の結果、当期の連結成績につきましては、売上高は1,777億38百万円(同23.4%増)となりました。各段階利益では、EBITDAは221億34百万円(同23.3%増)、営業利益は136億9百万円(同2.5%増)となり、経常利益については為替差益の影響により、159億86百万円(同17.1%増)となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、固定資産売却益を計上した一方、赤穂工場および海外子会社2社における減損損失を計上した結果、260億71百万円(同166.6%増)となりました。

セグメント	売上高(百万円)			
	前期 (2025年3月期)	構成比	当期 (2026年3月期)	構成比
耐火物	95,864	66.6%	110,901	62.3%
断熱材	18,779	13.0	17,708	9.3
先端機材	4,340	3.0	4,101	2.3
エンジニアリング	25,730	17.9	45,856	25.7
その他	904	0.6	753	0.4
調整額	△1,547	△1.1	△1,582	△0.0
合計	144,072	100.0	177,738	100.0

セグメント	セグメント利益(百万円)			
	前期 (2025年3月期)	構成比	当期 (2026年3月期)	構成比
耐火物	7,694	58.0%	8,575	63.0%
断熱材	3,267	24.6	2,480	18.2
先端機材	170	1.3	△115	△0.8
エンジニアリング	1,614	12.2	2,714	19.9
その他	548	4.0	△39	△0.3
調整額	△17	△0.1	△5	△0.0
合計	13,278	100.0	13,609	100.0

当社グループは、第6次中期経営計画（2024年度～2026年度）の2年目となる2025年度において、厳しい事業環境が継続する中、各セクターにおいて国内外での拡販活動を進めるとともに、調達・生産におけるコストダウンや生産効率の向上、M&Aやジョイント・ベンチャーによる事業の強化・拡大等の施策を着実に推進いたしました。

耐火物およびエンジニアリングセクターでは、国内およびブラジルにおいて、主要な取引先である鉄鋼業界の市況低迷の影響を大きく受けました。こうした状況の下、国内の耐火物事業においては、鉄鋼分野では電気炉メーカーへの拡販を進め、非鉄金属および各種工業炉など、鉄鋼以外の分野への販売活動を強化しました。さらに、当社グループの高付加価値製品の一つであるモールドフラックスについて、海外事業の拡大に向けた取り組みを推進しました。具体的には、欧州・中東・アフリカ地域の鉄鋼メーカーへの製品供給を見据え、イタリアに合併会社であるShinagawa Danieli Advanced Materials S.p.A.を設立し、2026年中の新工場立ち上げに向けて準備を行っています。また、米国では2026年3月にモールドフラックス分野において高い技術力と強固な顧客基盤を有するDynamix Casting Fluxes, LLCを買収しました。これらの施策により、欧州・中東・アフリカ、さらには米州市場においてモールドフラックスの供給体制および販売基盤の一層の強化を図ってまいります。エンジニアリングセクターにおいても、2025年5月に、Reframax社を買収しました。同社は、ブラジルをはじめとする南米地域を中心に、7か国21拠点で、多様な産業分野の顧客に対してエンジニアリング事業を展開しています。本買収により、鉄鋼に加え、非鉄金属、化学・石油化学、製紙など、幅広い分野への事業展開をグローバルに拡大するための基盤を整えました。

断熱材および先端機材セクターでは、半導体製造装置分野の需要拡大が当初想定に対して遅れていることなどの要因により、当期は厳しい事業環境が続きました。このような環境の下、断熱材セクターにおいては、耐火物セクターに属するオランダのGouda社の顧客基盤を活用し、欧州・中東・アフリカ地域への事業拡大を進めました。その一環として、断熱材の需要規模が比較的大きく、Gouda社が強固なプレゼンスを有する石油化学分野への販売活動を強化しました。先端機材セクターにおいては、ファインセラミックス製品の国内生産体制強化を目的として、岡山県瀬戸内市に新工場の建設を進め、2026年2月に稼働を開始しました。本新工場は、今後の需要拡大が見込まれる半導体製造装置分野や新規分野への展開を見据え、生産能力の増強および製品精度の向上を図るためのものです。あわせて、新規分野への展開に向けた積極的な提案・営業活動を行うとともに、顧客との技術的な協議や製品開発を強化しました。

なお、当期においては、事業ポートフォリオの見直しの一環として、保有する固定資産の譲渡を実施しました。これにより得られた資金は、有利子負債の返済による財務体質の強化を図るとともに、今後の成長に向けた投資原資として活用する方針です。今後も、事業活動と財務戦略の両面から経営基盤の強化に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、100億34百万円であります。
なお、セグメントごとの設備投資金額は、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（百万円）	設備等の主な内容・目的
耐火物	5,922	耐火物製造設備の合理化、品質向上等
断熱材	972	断熱材製造設備の新設及び更新等
先端機材	1,898	ファインセラミックス製造設備の新設（瀬戸内工場）等
エンジニアリング	639	築炉工事の環境整備等
小計	9,432	
全社（共通）	601	受注販売システム再構築等
合計	10,034	

(3) 対処すべき課題

2026年度の事業環境につきましては、米国の通商政策の動向や中国における内需の停滞、さらには地政学リスクの長期化による影響等を背景に、世界経済および日本経済ともに、引き続き不安定な状況が続くものと見込まれます。加えて、中東情勢の緊張が一段と高まる中、エネルギー資源の需給動向についても不確実性が強まっています。また、こうした環境下において、当社グループの主要な取引先である鉄鋼業界においても、鉄鋼需要の先行きが不透明であり、粗鋼生産量の見通しも困難な状況となっています。

このような事業環境の中、当社グループは、第6次中期経営計画（2024年度～2026年度）の最終年度である2026年度を迎えました。「セクター戦略の深化」、「生産基盤の整備」、「グローバル展開の加速」、および「サステナビリティ経営の推進」からなる4つの重点方針に基づき、これまでの取り組みを更に加速させ、ビジョン2030の実現に向けた重要なマイルストーンとして、第6次中期経営計画の目標達成を目指してまいります。

こうした方針のもと、当社グループは、各セクターにおける競争力の強化およびグループ間連携の拡充を通じて、事業の拡大および収益性の確保に取り組んでまいります。その一環として、市場ニーズを捉えた製品開発の強化に加え、生産プロセスにおけるコストダウンの徹底や、グローバルサプライチェーンを通じた安価な原材料の調達を進めていきます。また、既存分野でのシェア拡大を図るほか、未開拓分野への展開を推進していきます。海外においては、新たにReframax社が加わったことにより、当社グループのグローバルネットワークは、さらに強固なものとなりました。ブラジルを中心に多様な分野にエンジニアリング事業を展開しているReframax社を通じて、当社グループの耐火物や断熱材などの販売拡大を図っていきます。また、2026年度より、中国のモールドフラックス事業を担う遼寧市川和豊冶金材料有限公司において、連続鑄造用機能性耐火物事業を開始します。これにより、中国市場での事業拡大に加えて、高付加価値製品である連続鑄造用機能性耐火物のグローバル販売を強化していきます。さらに、先端機材セクターでは、新工場の稼働を軌道に乗せ、需要回復が見込まれる半導体製造装置関連製品の需要を確実に取り込み、将来を見据えた新規分野への事業展開を進めていきます。

中長期的な成長に向けては、需要構造の変化を踏まえた生産体制の最適化を進めるとともに、成長分野への事業展開や事業基盤の拡充に取り組んでいきます。具体的には、定形耐火物の主力工場である岡山工場および機能性耐火物の生産拠点である湯本工場において、生産体制の最適化を検討していきます。また、将来の成長機会を確実に取り込むため、グローバル市場における新たなM&Aや事業提携の可能性についても、継続的に検討を進めていきます。あわせて、当社グループ全体として、デジタル技術（DX）の活用による開発・生産・エンジニアリングの高度化を進め、業務効率の改善や技術力の強化を通じて、競争力の一層の向上を図っていきます。さらに、お客様の脱炭素化に向けた、新たな生産プロセスへの対応として、これに適合する耐火物の開発およびエンジニアリング対応力の強化を進め、持続的な事業成長につなげてまいります。

2025年10月、当社は1875年の創業以来、150周年を迎えました。この節目を機に、新たな社名と企業理念の再構築を行い、この先の未来に向けた取り組みを開始しました。当社グループは“セラミックスで「最適」を実現する”というPURPOSEのもと、世界の産業と社会の発展に貢献することを常に念頭におき、ステークホルダーの皆様と共に未来へ進んでいきます。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存です。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第189期 (2023年3月期)	第190期 (2024年3月期)	第191期 (2025年3月期)	第192期 (2026年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	124,963	144,175	144,072	177,738
経常利益	(百万円)	11,457	14,903	13,655	15,986
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,307	15,280	9,778	26,071
1株当たり当期純利益	(円)	177.60	328.46	214.48	571.45
純資産	(百万円)	71,425	86,967	93,828	115,925
総資産	(百万円)	143,901	155,137	195,214	231,818
1株当たり純資産額	(円)	1,455.94	1,830.98	1,951.55	2,343.45

(注) 当社は2023年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第189期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品等の製造販売
断熱材	耐火断熱れんが、セラミックファイバー等の製造販売
先端機材	ファインセラミックス、無機塗料・無機接着剤等の製造販売、半導体製造装置の組立・検査等
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本社：東京都千代田区
営業所・事業所：仙台市、鹿嶋市、千葉市、さいたま市、大阪市、神戸市、加古川市、姫路市、倉敷市、福山市
工場：いわき市、銚田市、赤穂市、備前市、瀬戸内市、倉敷市

② 重要な子会社

イソライト工業株式会社：大阪府、愛知県、石川県、千葉県
株式会社セラテックノ：兵庫県、岡山県
品川口コー株式会社：広島県、神奈川県
瀋陽品川冶金材料有限公司：中国 遼寧省
Shinagawa Refractories Australasia Pty Ltd.：オーストラリア ニューサウスウェールズ州
Shinagawa Advanced Materials Americas Inc.：米国 オハイオ州
遼寧品川和豊冶金材料有限公司：中国 遼寧省
Shinagawa Refratários do Brasil Ltda.：ブラジル サンパウロ州
Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC：米国 ペンシルベニア州
PT. Shinagawa Refratech Perkasa：インドネシア 西ジャワ州
Gouda Refractories Group B.V.：オランダ 南ホラント州
Reframax Engenharia S.A.：ブラジル ミナスジェライス州
Shinagawa Danieli Advanced Materials S.p.A.：イタリア フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州
Dynamix Casting Fluxes, LLC：米国 テネシー州

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物	2,166名	44名増
断熱材	684名	7名増
先端機材	186名	13名増
エンジニアリング	5,950名	5,293名増
全社（共通）	103名	－
合計	9,089名	5,357名増

(注) 1. 当社の従業員数は1,301名（前期末比77名増加）であります。

2. 従業員数が5,357名増加しましたのは、主として2025年5月30日にReframax Engenharia S.A.を連結子会社化したことによるものであります。国内エンジニアリング事業においては、工事現場作業の大部分を外部の請負会社に委託しておりますが、同社（Reframax Engenharia S.A.）では、工事および補修作業を含む業務全般を自社で直接行っております。また、同社においては、プロジェクト単位で人員を有期雇用する形態であることから、従業員数は期間ごとに変動いたします。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	6,243百万円
株式会社三井住友銀行	4,674
株式会社みずほ銀行	4,187
株式会社中国銀行	3,434

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 100.0	耐火断熱れんが・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川口コー株式会社	100	100.0	各種窯炉の築炉工事
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民币 44	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
Shinagawa Refractories Australasia Pty Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
Shinagawa Advanced Materials Americas Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売、耐火物の販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民币 58	66.7	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
Shinagawa Refratários do Brasil Ltda.	百万伯リアル 419	100.0	耐火物の製造・販売
Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC	百万米ドル 7	100.0	耐摩耗性セラミックスの製造・販売
PT. Shinagawa Refratech Perkasa	百万インドネシアルピア 22,147	51.0	耐火物の製造・販売
Gouda Refractories Group B.V.	百万ユーロ 0.018	100.0	耐火物の製造・販売、施工業務

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Reframax Engenharia S.A.	百万伯リアル 26	60.0	耐火物施工、電気・機械工事、土木工事、工業塗装、断熱工事等の施工業務
Shinagawa Danieli Advanced Materials S.p.A.	百万ユーロ 7	51.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売
Dynamix Casting Fluxes, LLC	百万米ドル 2	51.0	連続鋳造用モールドパウダーの製造・販売

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日付で品川ファインセラミックス株式会社を吸収合併しております。
2. 2025年5月30日にReframax Engenharia S.A.の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 2025年9月30日にイタリアのプラントメーカーであるDanieli & C. Officine Meccaniche S.p.A.と合併会社 Shinagawa Danieli Advanced Materials S.p.A.を設立し、同社を連結子会社といたしました。
4. 2026年3月19日にDynamix Casting Fluxes, LLCの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 188,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,146,830株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 13,814名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
J F E スチール株式会社	15,905	34.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,980	6.5
株式会社神戸製鋼所	1,762	3.9
富国生命保険相互会社	1,000	2.2
三井住友信託銀行株式会社	980	2.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	938	2.1
株式会社みずほ銀行	852	1.9
品川リフラ社員持株会	798	1.7
日本生命保険相互会社	706	1.5
三菱地所株式会社	690	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (1,513千株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。)	29,882	5
社外取締役 (監査等委員を除く。)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4 会社役員に関する事項 (3)取締役の報酬等」に記載しております。

3 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤原 弘之	CEO
代表取締役専務執行役員	小形 昌徳	情報システム部、設備管理部、技術部統括、耐火物事業本部長、同本部国内営業部門長、リサイクル事業推進部担当 当社グループ耐火物セクター長
代表取締役常務執行役員	三木 平基	海外事業総括部担当、耐火物事業本部副本部長、 当社グループ耐火物セクター副セクター長
代表取締役常務執行役員	福崎 良雄	品質保証部、安全衛生部統括、先端機材事業本部長、第2営業部を支援、 当社グループ先端機材セクター長
取締役	金重 利彦	当社グループ断熱材セクター長 イソライト工業株式会社代表取締役社長
取締役	山平 恵子	上新電機株式会社社外取締役 丸一鋼管株式会社社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	山下 寛文	
取締役 (監査等委員)	中島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	長野 正史	中央労働委員会使用者側委員
取締役 (監査等委員)	浦部 智壽子	株式会社IACEトラベル社外取締役

- (注) 1. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)中島 茂、長野正史、浦部智壽子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)山下寛文氏は、長年にわたり当社の経営企画部門に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)中島 茂氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)浦部智壽子氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)中島 茂、長野正史、浦部智壽子の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、藤原弘之、小形昌徳、三木平基、福崎良雄の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 取締役山平恵子氏の重要な兼職先である上新電機株式会社は、2026年4月1日付で、株式会社Joshinへ商号を変更しております。
6. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 2025年6月26日開催の第191回定時株主総会において、取締役として三木平基、福崎良雄の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 2025年6月26日開催の第191回定時株主総会終結の時をもって、取締役黒瀬芳和、市川 一の各氏が退任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
小形 昌徳	代表取締役専務執行役員 情報システム部、設備管理部、 技術部統括、耐火物事業本部 長、同本部国内営業部門長、 リサイクル事業推進部担当 当社グループ耐火物セクター長	代表取締役専務執行役員 情報システム部、設備技術部、技 術部統括、耐火物事業本部長、 当社グループ耐火物セクター長	2026年4月1日
三木 平基	代表取締役常務執行役員 海外事業総括部担当、耐火物事 業本部副本部長、 当社グループ耐火物セクター副 セクター長	代表取締役常務執行役員 海外事業総括部統括、耐火物事業 本部副本部長、 当社グループ耐火物セクター副セ クター長	2026年4月1日
金重 利彦	取締役 当社グループ断熱材セクター長 インソライト工業株式会社代表取 締役社長	取締役 インソライト工業株式会社特別顧問	2026年4月1日

8. 当社と社外取締役及び各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

9. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、山下寛文氏が常勤の監査等委員として選定されております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因した損害賠償請求にて被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、コーポレートガバナンス基本方針において、「取締役・執行役員報酬等については、別に定める『取締役・執行役員報酬規定』により、報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に設定する。」と定めております。

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針について定めております。当該取締役会の決議に際して、監査等委員会は当該方針が相当であると判断しております。また、2022年4月より社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、役員報酬制度について取締役会の諮問を受け、議論を重ねております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会による報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役（監査等委員を除く）の報酬に関する方針

当社では、2020年6月をもって取締役（監査等委員を除く）の退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成されていた報酬体系を、月俸・賞与・譲渡制限付株式報酬に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、2022年度には役員報酬を適正な水準とするための改定、2023年度には、譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック制度）を廃止し、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度」という）を導入しました。2024年度には、業績連動報酬（賞与及び株式報酬）の算定基礎となる基準業績を毎年度の期首に取締役会が決議した当該年度の連結経常利益目標額に変更し、併せて総報酬の水準及び月例報酬と賞与、株式報酬の比率を修正しております。

さらに2025年度には、当社グループの持続的な発展と企業価値向上を実現すべく、賞与の業績指標に、これまでの連結経常利益に加え、サステナビリティ指標を加えることといたしました。

具体的には、賞与の算定基礎となる基準業績を、業績反映部分として連結経常利益目標額、サステナビリティ成果反映部分として従業員エンゲージメントと気候変動対策で構成し、更に気候変動対策についてはCO₂削減、環境負荷低減製品販売比率の2項目で構成します。それぞれ、期首に当該年度の目標値を設定します。

なお、当該制度変更は、任意の諮問委員会であり独立社外取締役が委員長を務め委員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬委員会での検討され、同委員会の答申を受けて取締役会が決議を行ったものです。

2) 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監査等委員である取締役についても、2020年6月をもって退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸と譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く）に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、2022年度には役員報酬を適正な水準とするための改定、2023年度には譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、固定報酬のみとする制度の見直しを行いました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給額（百万円）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	8	140	71	67	279
（うち社外取締役）	(1)	(10)	(-)	(-)	(10)
取締役（監査等委員）	4	68	-	-	68
（うち社外取締役）	(3)	(36)	(-)	(-)	(36)
合計	12	208	71	67	347
（うち社外役員）	(4)	(46)	(-)	(-)	(46)

(注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第191回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名を含んでおります。

2. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、基準業績は期首に取締役会が決議した当事業年度の連結経常利益目標額135億円、その実績は当連結会計年度末日における当連結会計年度の連結経常利益見込み額149億円で算定しております。また、業績連動報酬等にかかるサステナビリティ指標と当事業年度の目標値及び実績値は、下表のとおりです。

サステナビリティ指標	2025年度目標値	2025年度実績値
従業員エンゲージメント	レーティング：CCC	レーティング：CCC
CO ₂ 削減	排出量40,927 t	排出量36,703 t
環境負荷低減製品販売比率	20.9%	18.0%

当該指標を選択した理由は、「報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案する」ためであります。当社の業績連動報酬及び非金銭報酬は、職位別に次の式にて算定されております。

業績連動報酬＝業績反映部分＋サステナビリティ成果反映部分

業績反映部分＝業績反映部分の職位別基準額×（連結経常利益実績／基準業績）

サステナビリティ成果反映部分＝サステナビリティ成果反映部分の職位別基準額×割合×達成度

非金銭報酬＝基準株式交付数×（1＋（（連結経常利益実績／基準業績）－1）/5）×当事業年度末日現在の株価

基準株式交付数＝職位別基準額/前年度下期平均株価

- 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
- 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第189回定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は、5名です。
- 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役	山平恵子	上新電機株式会社社外取締役 当社と上新電機株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		丸一鋼管株式会社社外取締役 当社と丸一鋼管株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中島茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	長野正史	中央労働委員会使用者側委員 当社と中央労働委員会との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	浦部智壽子	株式会社IACEトラベル社外取締役 当社と株式会社IACEトラベルとの間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
山 平 恵 子	当事業年度に開催した取締役会19回全てに出席しております。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
中 島 茂	当事業年度に開催した取締役会19回及び監査等委員会12回全てに出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を主導しております。
長 野 正 史	当事業年度に開催した取締役会19回及び監査等委員会12回全てに出席しております。いずれも他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の5回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
浦 部 智 壽 子	当事業年度に開催した取締役会19回中18回、及び監査等委員会12回中11回に出席しております。いずれも公認会計士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員就任以降、当事業年度に開催された委員会の4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	80百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
 - 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
 - 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
 - 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 2) 内部統制委員会は、情報セキュリティの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
 - 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
 - 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

- 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。
 - 3) 各部門を担当する執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
 - 4) 経理部を担当する執行役員は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当する執行役員及び取締役に報告する。
 - 5) 取締役会は定期的にこの結果をレビューし、担当する執行役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - 6) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した取締役からなる委員で構成、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補の指名、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、経営会議・グループ経営戦略会議等を通じ当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社取締役会・各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
 - 3) 関係会社を担当する執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
 - 4) 当社グループのサステナビリティをめぐる課題を解決すべく、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置し、SDGs及びESG投資等サステナビリティ経営を推進、取締役会に定期的にその状況を報告する。
 - 5) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局に専任者を置き、監査等委員会は、その運営、監査業務の補助を行わせる。
 - 2) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
 - 3) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
 - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
 - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
 - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス小委員会、リスクマネジメント小委員会ならびに情報セキュリティ小委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラ企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・常勤監査等委員等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。また、2022年6月の公益通報者保護法改正に伴い、内部通報体制の見直しを行いました。

② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

③ 情報セキュリティ

情報セキュリティリスクを管理し、インシデントの発生防止やインシデント発生時の迅速対応を行う体制構築と維持をおこなう組織として、内部統制委員会の一部として新たに情報セキュリティ小委員会を設置しました。

④ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

⑤ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を志向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス基本方針」を制定、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行って参りました。また、内部統制体制の強化策として監査等委員会事務局を設置して専任の常勤スタッフを2名配置しております。2022年6月には独立社外取締役を1名増員し、現在は取締役10名、うち独立社外取締役4名の構成としております。

取締役の報酬に関しては、2020年6月に退職慰労金を廃止し株式報酬制度を導入、2022年4月に取締役会の諮問を受け議論を重ねる場として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設立しております。

これらにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2023年5月11日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議し、本対応方針の継続については、2023年6月29日開催の第189回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールを当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2026年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shinagawa.co.jp/news/>）に掲載している2023年5月11日付ニュースリリースをご覧ください。

(4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入したものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	117,376	流動負債	66,746
現金及び預金	21,355	支払手形及び買掛金	19,361
受取手形、売掛金及び契約資産	49,781	電子記録債務	1,414
電子記録債権	4,598	短期借入金	16,622
有価証券	5,243	リース債務	489
商品及び製品	15,206	未払金	3,122
仕掛品	4,958	未払費用	3,656
原材料及び貯蔵品	13,471	未払法人税等	14,937
その他	2,817	未払消費税等	1,268
貸倒引当金	△ 56	賞与引当金	2,061
		災害損失引当金	58
		役員賞与引当金	292
		その他	3,460
固定資産	114,441	固定負債	49,146
有形固定資産	46,935	長期借入金	22,391
建物及び構築物	10,936	リース債務	4,699
機械装置及び運搬具	15,969	繰延税金負債	8,043
土地	8,781	役員退職慰労引当金	221
リース資産	5,024	退職給付に係る負債	817
建設仮勘定	4,720	長期預り保証金	57
その他	1,502	その他	12,915
無形固定資産	49,065	負債合計	115,892
のれん	28,139	(純資産の部)	
その他	20,926	株主資本	92,652
		資本金	3,300
投資その他の資産	18,439	利益剰余金	91,737
投資有価証券	12,983	自己株式	△ 2,385
繰延税金資産	560	その他の包括利益累計額	14,287
退職給付に係る資産	3,124	その他有価証券評価差額金	6,220
その他	1,906	繰延ヘッジ損益	283
貸倒引当金	△ 135	為替換算調整勘定	7,049
		退職給付に係る調整累計額	734
資産合計	231,818	非支配株主持分	8,985
		純資産合計	115,925
		負債純資産合計	231,818

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		177,738
売上原価		134,748
売上総利益		42,990
販売費及び一般管理費		29,380
営業利益		13,609
営業外収益		
受取利息	680	
受取配当金	361	
持分法による投資利益	128	
為替差益	2,216	
その他	508	
		3,894
営業外費用		
支払利息	1,342	
その他	175	
		1,518
経常利益		15,986
特別利益		
固定資産売却益	37,245	
国庫補助金	240	
その他	101	
		37,587
特別損失		
固定資産処分損	202	
固定資産圧縮損	205	
減損損失	9,716	
貸倒引当金繰入額	34	
災害による損失	10	
環境対策費	34	
		10,205
税金等調整前当期純利益		43,368
法人税、住民税及び事業税	17,203	
法人税等調整額	△ 60	
		17,143
当期純利益		26,225
非支配株主に帰属する当期純利益		153
親会社株主に帰属する当期純利益		26,071

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	3,300	466	80,264	△2,432	81,597
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,105		△4,105
親会社株主に帰属する 当期純利益			26,071		26,071
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		47	48
非支配株主に係る売建プット・オプション負債の変動等		△10,960			△10,960
その他資本剰余金の負の残高の振替		10,491	△10,491		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△466	11,473	46	11,054
2026年3月31日 期末残高	3,300	—	91,737	△2,385	92,652

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2025年4月1日 期首残高	3,827	42	3,071	458	7,399	4,830	93,828
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△4,105
親会社株主に帰属する 当期純利益							26,071
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							48
非支配株主に係る売建プ ット・オプション負債の変動等							△10,960
その他資本剰余金の負の残高の 振替							—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	2,392	240	3,977	276	6,887	4,155	11,042
連結会計年度中の変動額合計	2,392	240	3,977	276	6,887	4,155	22,096
2026年3月31日 期末残高	6,220	283	7,049	734	14,287	8,985	115,925

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	57,649
現金及び預金	6,360
受取手形	13
電子記録債権	2,693
売掛金	26,332
契約資産	18
有価証券	2,000
商品及び製品	6,912
仕掛品	3,239
原材料及び貯蔵品	4,379
前払費用	119
未収入金	2,193
関係会社短期貸付金	3,195
その他	192
貸倒引当金	△ 2
固定資産	109,956
有形固定資産	15,087
建物	4,294
構築物	570
機械及び装置	4,351
車両運搬具	161
工具、器具及び備品	192
原料地及び山林	166
土地	4,245
建設仮勘定	1,104
無形固定資産	1,032
ソフトウェア	1,016
その他	16
投資その他の資産	93,836
投資有価証券	11,567
関係会社株式	50,492
関係会社出資金	14,720
関係会社長期貸付金	15,431
前払年金費用	911
その他	835
貸倒引当金	△ 123
資産合計	167,605

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	45,244
電子記録債務	1,248
買掛金	9,871
短期借入金	10,710
1年内返済予定の長期借入金	5,163
未払金	1,364
未払費用	1,279
未払法人税等	13,733
未払消費税等	819
前受金	25
賞与引当金	721
役員賞与引当金	220
その他	85
固定負債	23,491
長期借入金	21,600
繰延税金負債	1,602
役員退職慰労引当金	143
長期預り保証金	14
長期未払金	131
負債合計	68,736
(純資産の部)	
株主資本	92,417
資本金	3,300
資本剰余金	5,053
資本準備金	635
その他資本剰余金	4,418
利益剰余金	86,449
利益準備金	825
その他利益剰余金	85,624
固定資産圧縮積立金	543
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	80,080
自己株式	△ 2,385
評価・換算差額等	6,451
その他有価証券評価差額金	6,168
繰延ヘッジ損益	283
純資産合計	98,869
負債純資産合計	167,605

(単位：百万円)

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		86,957
売上原価		69,348
売上総利益		17,609
販売費及び一般管理費		10,595
営業利益		7,014
営業外収益		
受取利息	390	
受取配当金	2,789	
為替差益	598	
その他	111	
		3,889
営業外費用		
支払利息	692	
その他	63	
		755
経常利益		10,148
特別利益		
固定資産売却益	37,238	
その他	528	
		37,767
特別損失		
固定資産処分損	169	
減損損失	4,349	
貸倒引当金繰入額	34	
		4,553
税引前当期純利益		43,363
法人税、住民税及び事業税	14,398	
法人税等調整額	△ 2,359	
		12,039
当期純利益		31,323

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
2025年4月1日 期首残高	3,300	635	4,416	825	1,552	5,000	51,854	△2,432	65,151	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					0		△0		-	
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,008		1,008		-	
剰余金の配当							△4,105		△4,105	
当期純利益							31,323		31,323	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分			1					47	48	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	1	-	△1,008	-	28,226	46	27,266	
2026年3月31日 期末残高	3,300	635	4,418	825	543	5,000	80,080	△2,385	92,417	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日 期首残高	3,839	11	3,851	69,002
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△4,105
当期純利益				31,323
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				48
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	2,328	271	2,600	2,600
事業年度中の変動額合計	2,328	271	2,600	29,866
2026年3月31日 期末残高	6,168	283	6,451	98,869

第192回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室
- 下 車 駅 東京駅（JR各線、東京メトロ丸ノ内線）
大手町駅（東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、
東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線）

